

幹線系統機能の維持確保方策に係る調査検討業務 仕様書

I 目的

近年、全国的にバス運転手不足やいわゆる 2024 年問題への対応、エネルギー価格等の物価高騰に伴う運行コストの増大等により、地域公共交通の維持確保が困難となり、減便や路線廃止が進行している。本県においても同様の課題が顕在化しており、特に沖縄本島中北部東海岸地域においては、幹線系統である名護東線（77 番）の減便及び最終便繰上げにより、夜間の移動手段の確保が大きな課題となっている。

これを踏まえ、県及び沿線市町村においては、主に高校生の帰宅手段の確保を目的として夜間臨時バスの実証運行を実施してきたところである。本実証運行は、利用者の約 8 割以上が高校生であり、通学や部活動後、アルバイト等の活動後の帰宅を支える重要な移動手段となっているほか、保護者による送迎負担の軽減にも寄与しているが、一方で、当該路線の利用者数は 1 日当たり概ね 10 人程度にとどまり、車両規模や運行内容と需要の不整合、行政負担の大きさ等の課題も明らかとなっている。

本業務では、令和 7 年度に実施した利用実態調査、アンケート調査等の結果を踏まえ、当該地域の実情に即した公共交通の維持確保方策を検討し、夜間移動手段の確保を図りつつ、運行の効率化及び最適化を検討するとともに、デマンド交通や小型車両、ライドシェア等の多様な交通手段の導入可能性を含めた検討を行い、令和 9 年度以降の持続可能な交通体系及び運行スキームの構築を目的とする。

II 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 19 日までとする。

III 業務内容

1 計画・準備

本業務の着手に当たり、業務目的、背景及び課題を的確に整理した上で、全体の実施方針、業務工程、実施体制及び進行管理方法を明確にした業務実施計画書を作成するものとする。また、関係機関との連携体制を構築し、県及び沿線市町村、関係事業者との情報共有及び意思疎通を図りながら、円滑に業務を遂行する体制を整えるものとする。

2 対象地域の現状整理

(1) 地域特性整理

対象地域である沖縄本島中北部東海岸地域について、人口構成、特に高校生等若年層の割合や分布、通学・通勤等の移動実態、地理的条件及び拠点配置等を整理する。併せて、学校立地や通学圏の特性、夜間移動の必要性等を踏まえ、地域特性を総合的に把握するものとする。

(2) 交通特性

名護東線（77 番）をはじめとする幹線系統の運行状況、利用状況及び運営状況について整理する。具体的には、減便や最終便繰上げの影響、夜間臨時バスの利用実績（1 日当た

り約 10 人程度)、利用者属性 (高校生中心)、区間別利用状況、運行経費及び費用負担構造等を分析し、現行交通サービスの課題を明確化する。

また、夜間バスが存在しない場合の代替手段や生活への影響 (家族送迎への依存、外出機会の減少等) についても整理し、夜間交通の必要性及び課題を明らかにする。

3 代替交通サービスの検討

(1) 交通モード選定

現行の路線バスとの比較検討を行い、需要規模や利用特性に応じた最適な交通モードの選定を行う。具体的には、デマンド交通、公共ライドシェア、小型車両による運行、タクシー活用等の多様な手法について、サービス水準、効率性、実現可能性等の観点から比較検討する。

(2) 運行内容の検討利用実態 (学生中心、時間帯の偏在等) を踏まえ、運行ルート、ダイヤ、便数、運行区間、車両規模及び運賃体系等について具体的な検討を行う。特に、需要に比して過大となっている車両規模の見直しや、利用が多い区間・時間帯を踏まえたダイヤ再構築、区間短縮等の効率化方策について詳細に検討する。

(3) 運行体制の検討

関係者等との意見を踏まえ、運行主体のあり方、官民の役割分担、車両確保、人材確保の方策について検討する。特に、運転手不足への対応や、地域主体による運行の可能性、既存事業者との連携等を踏まえ、実現可能な運行体制を提示するものとする。

4 市町村への支援方策の検討

(1) 事例収集

全国の類似自治体におけるデマンド交通、コミュニティバス、公共ライドシェア等の導入事例を収集し、その運行形態、費用負担、運営体制、効果等を整理する。

(2) 沖縄における支援スキーム案の検討

収集した事例及び対象地域の実情を踏まえ、令和 9 年度以降の実証事業を見据えた複数のスキーム案を検討する。検討に当たっては、県、市町村及び事業者の役割分担、費用負担の在り方、制度設計等を含め、持続可能な運行の実現に向けた具体的な方策を提示する。

5 代替交通運行計画の作成

上記検討結果を踏まえ、対象地域における代替交通の具体的な運行計画案を作成する。計画には、運行ルート、停留所配置、ダイヤ、車両、運賃、運行体制、費用見込み等を含め、実証運行への移行を見据えた実行可能な内容とする。

6 沿線自治体との協議支援

沖縄本島中北部東海岸地域公共交通協議会における協議 (全体 3 回程度) について、資料作成、会議運営支援及び議事整理を行うものとする。また、関係自治体間の意見調整及び合意形成に向けた支援を行い、将来的な運行方針の共有及び方向性の取りまとめを支援する。

7 報告書作成

本業務の成果として、調査結果、分析内容、代替交通サービスの検討結果、支援スキーム案及び運行計画案等を取りまとめた報告書を作成するものとする。報告書は、令和9年度以降の施策検討及び予算調整に活用可能な内容とし、背景、現状分析、課題整理、検討結果及び提案内容を体系的に整理するものとする。

8 打合せ協議

本業務の遂行に当たり、県との打合せ協議を5回程度実施するものとする。打合せにおいては、業務の進捗状況の確認、検討内容の共有及び方向性の調整を行うとともに、その結果を記録し、業務に反映させるものとする。

IV 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|----|
| 1 調査報告書（A4版） | 2部 |
| 2 調査報告書（概要版） | 5部 |
| 3 上記の電子ファイル | 一式 |
| 4 その他、沖縄県の指示する資料等 | 一式 |

V 業務の実施体制等について

受託者は業務遂行にあたり、本委託の目的および個々の調査の意図を理解した上で、必要な諸条件を満足させるよう、専門的な技術を十分に発揮しなければならない。

受託者は管理技術者を配置し、管理技術者は、業務内容、作業の進捗状況等を的確に把握し監理するとともに、県監督員と緊密な連絡を取り、業務の方針および進捗状況を常に確認するものとする。

VI 著作権等

成果品の著作権及び所有権は沖縄県企画部交通支援課に帰属する。ただし、本委託業務実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任及び費用を持って処理するものとする。

沖縄県企画部交通支援課の許可を受けずに、他に公表、貸与、使用してはならない。

VII 業務の再委託についての留意事項

1 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下に定める「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

<契約の主たる部分>

ア 契約金額のうち、調査分析業務等に係る経費

イ 企画、管理、指導監督などの統括的かつ根幹的な業務

2 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

3 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」業務を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

<その他、簡易な業務>

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

Ⅷ 他業務との連携について

沖縄県においては、「R8年度 バス運転手確保方策検討調査業務」の発注を予定しており、相互に連携し業務の遂行にあたること。

Ⅸ その他

本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり、必要となる事項については、沖縄県企画部交通政策課及び受託者で協議の上決定する